

大川広域行政組合財政調整基金条例

〔平成 3年 2月12日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

改正 平成 9年12月26日条例第 1号 平成15年 4月 1日条例第 7号
平成16年 2月26日条例第 1号

(設置)

第 1 条 大川広域行政組合の財源の調整を行い、もつて財政の健全な運営を資するため、大川広域行政組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度の予算で定め積み立てるものとする。

2 前項に規定するもののほか、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金の全部又は一部を積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、財政の健全な運営に資するための措置を講ずる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上し、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 2 月 2 6 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 2 月 2 6 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。